

(案)

自駐協第 号
令和4年11月 日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市自転車等駐車対策協議会
会長 大 沢 昌 玄

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年5月1日条例第205号）第13条の別表（第13条関係）の規定による費用の徴収（放置自転車等返還手数料）について（答申）

令和4年8月2日付け都計自第100147号の諮問事項について、下記のとおり答申します。

記

- 1 さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年5月1日条例第205号）第13条の別表（第13条関係）の規定による費用の徴収（放置自転車等返還手数料）について、手数料を見直すことは妥当である。なお、改定後は自転車1台につき2,500円及び原動機付自転車1台につき4,000円に改定することが適切である。
- 2 手数料改定後、撤去・保管に係る費用等の返還手数料の算出における前提条件が大きく変化した場合は、速やかに返還手数料の見直しを行うことが望ましい。